

国民年金の保険料免除制度について

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。この制度は、本人とその配偶者及び世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」のほかに、保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付（一部免除）」があります。「一部納付（一部免除）」には 1/4 納付、1/2 納付、3/4 納付の 3 種類があります。

また、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、30歳未満の若年者の方については本人及び配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの保険料免除期間（一部納付・若年者納付猶予を含む）は、年金受給に必要な期間に算入されますが、年金額を計算する場合は「全額免除」は 3 分の 1、「1/4 納付」は 2 分の 1、「1/2 納付」は 3 分の 2、「3/4 納付」は 6 分の 5 となります。（一部保険料が未納の場合、その期間の一部免除は無効（未納と同じ）になります。）

なお、若年者納付猶予期間については年金額に反映されませんので、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができる追納制度の利用により、将来受け取る年金を増額することができるようになっていきます。

免除の承認期間については7月から翌年の6月までですが、全額免除又は若年者納付猶予が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、翌年度以降は改めて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

詳しくは、お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口、又はお近くの社会保険事務所国民年金担当課まで。

免除の対象となる所得(注)のめやす (平成19年度)

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4 納付	1/2 納付	3/4 納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

(注)「所得」は給与所得控除や必要経費等を控除したもので「収入」とは相違します。

※「4人世帯」、「2人世帯」のご夫婦は、夫か妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合、「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合のめやすです。

※若年者納付猶予は全額免除と同基準となります。

※退職者、震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合がありますのでご相談ください。